

令和2年12月度 生産組合長会議案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和2年度 経営所得安定対策の交付金等について

(1) 水田活用の直接支払交付金

- ① 戦略作物助成 令和2年11月30日(月) 支払い済み
- ② 産地交付金 令和3年3月中旬 支払い予定

(2) 畑作物の直接支払交付金

① 営農継続払い(面積払い)

- 麦 令和2年 8月17日(月) 支払い済み
- 大豆 令和2年 9月28日(月) 支払い済み
- そば 令和2年 10月28日(水) 支払い済み

② 数量払い

- 麦 令和2年12月21日(月) 支払い予定
- 大豆、そば 令和3年3月中旬 支払い予定

(3) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(認定農家等が対象)

令和2年 6月17日(水) 支払い済み

(4) 営農計画書(様式2号)生産者控え

該当農家に配布願います。回収の必要は有りません。

【注意】作物名や面積の変更は出来ません。

(5) 栽培日誌等未提出者

該当農家に案内願います。

2. 令和3年度生産目標について

令和3年度の実産目標は、12月7日に富山県農業再生協議会から南砺市農業再生協議会に通知されました。このあと年内には、となみ野地域水田農業推進協議会に通知される予定です。各生産組合へは、令和3年1月度の生産組合長会議にてご案内いたします。

なお、その際に令和3年度の水稲共済細目書を配布する予定です。平成29年度より全面委託者の細目書は出力しておりません。また、平成31年度より、委託分の圃場についても出力しておりませんので、ご了解をお願い致します。

3. 令和3年度水稲共済細目書の筆統合について

複数の地番で一枚となっている圃場で、以下の事例等で経営所得安定対策の助成金の支払いが困難な場面が複数発生しておりました。

そこで、令和3年度から耕作者が同一の場合に、水稲共済細目書の表記を別紙の通り改定致しますので、該当農家へ案内（別封筒）をお願い致します。

（事例1）

現況は1種類の作物が作付されているのに、細目書上では2種類以上の作物名が記入されている。

(★1 番地)	(★2 番地)	(★3 番地)
(コシヒカリ)	(大豆)	(コシヒカリ)

（事例2）

2種類以上の作物が作付けされているが、それぞれの筆の面積を確定出来ない。

(■5 番地)	(■6 番地)	(■7 番地)	← 自家菜園、自己保全
↑ (作物の境界線) ↓			← クロタラリア
			← (特) 里芋

↑ ↑
(圃場の境界線)

（統合例）

統合前の表記

地名・地番	台帳面積	本地面積
★1 番地	11.0 a	10.0 a
★2 番地 ***印	21.0 a	20.0 a
★3 番地 ***印	8.0 a	7.0 a

⇒

統合後の表記

地名・地番	台帳面積	本地面積
★1、2、3 番地	40.0 a	37.0 a

（注意）印字枠の文字数の都合上、「***印」の所有者情報は削除されます。

令和2年12月

該当農家 各位

となみ野地域水田農業推進協議会
事務局長 北村 竹司

水稻共済細目書の地名・地番の表記変更について

日頃より、経営所得安定対策の推進や活用を賜り誠に有難うございます。

さて、水稻共済細目書は、農業者毎に圃場を1筆1行で印字しておりましたが、近年2筆以上で一枚となっている圃場で、2作物以上作付される場合の作物相違や面積計算の差違等があり、助成金を支払い出来ない事例が多数発生しております。

つきましては、令和3年度より農業者毎に圃場一枚を細目書に1行として印字する事に改定いたしますのでご了解賜ります様お願い申し上げます。詳細は、下記の事例並びに、個別明細を参照願います。

記

【改定の例】

100番地と101番地が同一農業者で、一枚の圃場になっている場合の統合の例
(一枚の圃場でも、農業者が違う場合は統合は致しません。)

統合前（～令和2年度まで）

地名 地番	台帳面積 (a)	本地面積(a)	水田面積(a)
〇〇100	25.26	24.2	24.2
〇〇101 ***印	12.31	11.1	11.1

統合後（令和3年度～）

地名 地番	台帳面積(a)	本地面積(a)	水田面積(a)
〇〇100、101	37.57	35.3	35.3

【注意事項】

細目書印字枠（文字数）の都合上、借り受け者の氏名は印字出来なくなりますので
ご留意願います。

以上

農家氏名

水田協 太郎 様

【令和2年の表記】

耕地番号	地名・地番	台帳面積(a)	水田面積(a)
0098	苗島■■■	12.00	11.0
0099	井波○○ ▲▲㍻	9.00	8.5

【令和3年からの表記】

耕地番号	地名・地番	台帳面積(a)	水田面積(a)
	苗島■■■、井波○○	21.00	19.5

筆統合する事に不都合な方は、

12月25日（金）までに営農指導員へ申し出て下さい。

期限を過ぎますと、細目書の印刷を行い訂正が出来無くなりますので、
期限を厳守願います。